

「さがすたいるフェス」企画・運営等委託業務仕様書

1 委託業務名

「さがすたいるフェス」企画・運営等委託業務

2 目的

県では、お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠中の方など（日常生活の場において困りごとを抱えがちな人、以下「当事者」という。）、みんなが自然に支え合い、心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広めている。

「さがすたいる」の更なる認知度の向上とお出かけに不安を感じる当事者に、キャンプ体験を通じて、『キャンプが大丈夫なら街中にも出かけてみよう』といったきっかけを創出することを目的として、「さがすたいるフェス」を開催する。

3 開催概要

(1) イベント名称

さがすたいるフェス

(2) 時期

県と協議の上、令和7年3月に1回程度実施すること。

(3) 場所

吉野ヶ里歴史公園（吉野ヶ里町田手1843）

(4) ターゲット

年齢・性別・国籍・障がいの有無などに関わらず、あらゆる方を対象とする。
（主な参加対象者として、地域は佐賀・九州内に在住の子育て世代（障がいを持つ子を育てる家庭も含む）とする。

(5) 目標来場者数

3,000人/日

4 委託業務内容の詳細

(1) キャンプイベントの企画・運営に関する業務

必要に応じて以下の業務を企画提案すること。なお、実施内容等は協議の上、決定する。

① キャンプ・アウトドア体験コンテンツの実施 ※提案すること

・公園内でキャンプ・アウトドア体験ができるコンテンツを提供すること。

<例> 焚き火体験、コーヒー焙煎&ドリップ体験、テント張り体験 など

- ②「佐賀県の食」を体感するブースの実施 ※提案すること
- ・食材に県産品を使った、「佐賀県の食」の魅力体験できるコンテンツを提供すること。
 - ・県が登録している「さがすたいる倶楽部」の店舗などの出店を呼びかけること
- <例>キッチンカー、マルシェ、佐賀の県産品を使ったピザ作り体験 など
- ③体験型ワークショップの実施 ※提案すること
- ・自然素材を使ったクラフト作りのワークショップや、みんなで一緒に楽しめるレクレーション等を実施すること。
- <例>バードコール作り、アクセサリ作り、バルーン係留搭乗体験 など
- ④自由企画 ※提案すること
- ・上記3つの他、滞在時間の延長やユーザー満足度を向上させる施策を実施すること。

(2) 情報発信に関する業務

- ①イベント全体に係る広報（広告・宣伝活動、広報物の作成等）の実施
- ・広報にあたっては、集客効果の高い広告・宣伝方法を実施し、来場者の増加を図るとともに、色々な当事者が参加しようと思えるよう当日の合理的配慮の具体的な内容等についても、事前に十分な周知を行うこと。
 - ・Web サイトや SNS などの活用、当事者団体への周知等を行い、情報発信・広報を行うこと。

(3) 会場レイアウト・設営に関する業務

- ①キャンペーンを運営するにあたり、会場装飾や会場看板、案内板、誘導看板の設置、音響や照明の設置、撤去を行うこと。
- ②会場設営には、企画の実施に必要なテント、テーブル、椅子を含む資機材や消耗品、スタッフ費用など必要となる物品や経費を含む。
- ③会場内に来場見込み数に応じた仮設の多目的トイレ、飲食・休憩スペースを設置する等、多様な当事者に対応できるような合理的配慮に留意すること。

(4) その他、必要とされる業務

イベントの実施に必要な業務全般

5 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、納入期限までに納めるものとする。

- (1) 完了報告書 1部
- (2) 本業務において作成した資料等
- (3) その他、県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

6 留意事項

- (1) 委託業務の実施については、県及び県が指定する有識者等と、受託者との協議を行い、決定すること。
- (2) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行う。
- (4) 設備・資機材は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。
- (5) 受託はイベント保険に加入し、加入後は保険書類の写しを県に提出すること。
- (6) 受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (7) 本事業において、第三者（県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (8) 本事業において作成される成果物の著作権については、全て佐賀県に帰属する。ただし、企画競争に応募された著作物についての著作権は除く。本事業において作成された成果物への著作者人格権は行使しないものとする。
- (9) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。